

日野市いじめ防止基本方針

平成26年9月
(平成28年6月 一部改訂)

日野市・日野市教育委員会

はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものであるという基本的認識に立つことが必要です。

平成20年6月26日に制定された「日野市子ども条例」の前文には「子どもを取りまく環境は、いじめや児童虐待など、子どもがもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が著しく侵害される事例が増え、子どもの健やかな成長への不安は大きくなっています。日野市は、このような子どもをひとりでも減らし、子どもが健やかに成長できる社会環境をすべての市民とともに全力でつくっていかうと考えます。」とあります。

また、第2次日野市学校教育基本構想では、「かかわりの中で知恵を出し合い、自立・協働・創造に向けた21世紀を切りひらく力を豊かに育みます」を基本方針として、「人とのかかわりの中で個性を磨き合い、21世紀を切りひらく力の育成」「自分の大切さと他の人の大切さを認め行動できる豊かな人間性の育成」を図るために、人とのつながりを大切にし、コミュニケーション力等を鍛え、実践力や行動力につなげること、人権教育の一層の充実を図り、自分や他の人の大切さを認め合い、互いに尊重し合う態度を育むことを目指していきます。また、子供たち自身が、子供たち同士で、様々な課題を解決し、認め合い、高め合う人間関係づくり、実践力、行動力を育むことを目指してきます。

日野市はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容に基づき、「日野市いじめ防止基本方針」を策定します。「日野市子ども条例」の基本理念のもと、学校教育基本構想の実現を目指し、日野市に生きる全ての子供たちが安心・安全に日常生活が送れるように、いじめの未然防止と早期発見、早期対応・解決に取り組み、いじめ防止等のために総合的かつ効果的に推進してきます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義及び態様

「『いじめ』とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

<法 第2条>

(1) いじめに対する定義

いじめとは、上記法第2条によって、「当該児童・生徒が一定の人間関係にある他の者から、心理的又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。（起こった場所は学校の内外を問わない。）

(2) いじめの態様

いじめの態様は、心理的・物理的な攻撃のことです。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォンも含む）等で、掲示板等への書き込みによる誹謗中傷や悪質な動画投稿等、嫌なことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、プロレスなどを強いられる。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめかいじめでないかは、判断がつかないものもありますが、大切なことは、いじめにつながる可能性があると思われる事例全てに対して、適切な対応を迅速に行うことです。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめへの対応は、いじめは決して許されないことであるとともに、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、全ての関係者が連携して、いじめ問題への組織的な対応を図り、未然防止と早期発見・解決に当たります。

また、いじめの背景には、いじめを行う子供が過去に深刻ないじめを受けた経験や多様なストレスなどが考えられます。全ての子供たちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置されないことがないよう、子供たち一人一人が、「いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」を十分に理解できるようにしなければなりません。

なお、いじめの防止等の対策については、いじめられた子供たちの生命・心身を保護することが最重要であり、全ての関係機関が連携を図り、いじめ問題の克服を目指します。

3. いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものです。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子供たちは、いじめを行ってはならないのです。

4. いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの地域社会でも、どの学校でも起こり得るということを踏まえ、日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要があります。

とりわけ、子供たちの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として全ての関係機関が連携を密に図り、以下のような基本的な考え方にに基づき、いじめ問題の克服にあたります。

(1) いじめに関する子供たちの理解を深める

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、学校における道徳の授業、関係機関による子供たちの主体的な取組への支援などを通じて、いじめは絶対に許されないことを自覚するよう促します。

(2) いじめられた子供たちを守る

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して日常生活を送ることができるよう、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底します。

(3) 子供たちの取組を支える

周囲の子供たちがいじめについて知っていながらも、「周りの大人に言ったら、次は自分がいじめられるかもしれない」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって周りの大人に伝えた子供たちを守り通し、周囲の子供たちの発信を促すための子供たちによる主

体的な取組を支援します。

(4) いじめの早期発見

全ての大人が連携し、子供たちのささいな変化に気付く力を高め、いじめへの迅速な対処が求められます。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そのことを認識し、たとえささいな兆候であっても、いじめであることを疑い、早い段階からの確なかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的かつ組織的に早期発見・解決を図ります。

(5) 教員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人の指導力向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応するため、教員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。

(6) いじめを許さない学校づくり

学校は全ての教職員が「いじめを絶対に許さない」という基本姿勢のもと、いじめを発見した教職員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図ります。

(7) 地域社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、全ての関係機関が連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があります。学校、家庭、地域社会では、子供たちがいじめを行うことがないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子供たちをいじめから守っていきます。また、いじめの情報を得た場合には、いじめを受けたと思われる子供が在籍する学校に速やかに連絡、相談するなど、いじめ防止等に関する適切な措置をとるものとします。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のための市や教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織等の設置

① 日野市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関等という。」）の連携を図るため、**日野市いじめ問題対策連絡協議会**を置きます。

所掌事項は以下の内容とします。

- ・ 地域社会又は学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
- ・ いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- ・ その他、いじめ防止等のための対策に関する事項

② 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会

日野市教育委員会は、日野市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、日野市教育委員会に**日野市教育委員会いじめ問題対策委員会**を置きます。

所掌事項は以下の内容とします。

- ・ いじめの実態把握及び分析、いじめの防止等のための調査研究に関する事項
- ・ 市立小・中学校におけるいじめに関する対策に関する事項
- ・ いじめの防止等のための対策への支援に関する事項

③ 日野市いじめ問題調査委員会

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項に基づき教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される**日野市いじめ問題調査委員会**を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができるものとします。

(2) いじめの防止等に関する具体的な取組

①相談体制の整備

日野市発達・教育支援センター「エール」など、来所、電話等による多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制及び学校内における相談体制を整備するとともに、定期的に子供たち及びその保護者等に周知します。

②関係諸機関と連携した取組の推進

学校、PTA、児童館、学童クラブ、子ども家庭支援センター、福祉機関や医療機関、民生・児童委員、青少年育成会、その他の関係機関などと連携し、取組を推進します。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校及び警察等と連携して速やかに対処します。

③教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上のための研修の充実や、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等、必要な措置を講じます。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット、スマートフォン、携帯電話などを通じて行われるいじめに対する対策を推進します。効果的に対処することができるよう、子供たちに対する情報モラル教育の充実及び子供たちやその保護者への啓発活動を行います。

⑤啓発活動

市民へのいじめ防止のための広報やその他の啓発活動を推進します。

2. いじめの防止等のための市立小中学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 学校は、法第13条に基づき、東京都いじめ防止基本方針、日野市いじめ防止基本方針を参考にして、保護者や地域住民の参画の下、いじめ防止等に係る取組内容について、学校いじめ防止基本方針を策定し、公表します。

(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備

- ・ 学校は、法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置します。「学校いじめ対策委員会」は、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、学級担任等）から構成されます。また、学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行、いじめに関する校内研修の計画・実施など、いじめ問

題の対応に当たっては、中核的な役割を担うものとします。また、学校評価による検証と基本方針の見直しを行うこととします。

(3) いじめの未然防止の取組～いじめを許さない学校づくり～

(ア) 教職員の指導力の向上と組織的な対応

「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して、子供たち一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小・中連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実に努めます。また、教職員の人権感覚の高揚を図ります。

① 相談体制の充実

どの子供も安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が綿密な連携を図り、一貫した相談体制を整えます。

- ・ スクールカウンセラー全校配置
- ・ 小中連携した相談体制の確立
- ・ 各相談機関の周知
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 教員の教育相談研修の充実
- ・ 日野市発達・教育支援センター「エール」との連携

② いじめに関する研修の計画・実施

年間を通して、いじめの未然防止、早期発見・対応のための教員研修会を実施していきます。

- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・ DVD「STOP!いじめ」の活用

③ 子供たち一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等居場所づくりの推進

(イ) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

子供たちが自らいじめ問題等の問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していけるようにしていきます。

① 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。

- ・ 道徳や特別活動等で年3回の「いじめに関する授業」の実施
- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・ 「いじめ防止カード」の活用
- ・ 「思いやりの心」をテーマに校長講話の実施（いじめ防止7つのアクション）

② 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心

を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を推進します。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせ、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みることができるようにする。

・ 道徳授業地区公開講座の充実

③ 情報モラル教育の充実⇒※（6）参照

・ 児童・生徒、保護者、地域対象に「ネットいじめ」等の問題について授業・講習会の実施

④ 体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

子供たちが自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然 等）とのかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きることの大切さなどに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

⑤ 自分が大切にされていると実感できる学級・学年・学校づくりの推進

・ 話し合い活動の充実

・ 自己肯定感、自己有用感を高める指導法の工夫、改善

⑥ 児童・生徒会活動等による主体的な取組

・ 教員、児童・生徒が一体となったあいさつ運動の実施（いじめ防止7つのアクション）

・ 「いじめ防止キャンペーン」「言葉の暴力撲滅キャンペーン」「ネットから身を守るキャンペーン」等の取組

⑦ いじめ防止活動に関わる関係諸機関・地域等との連携

・ いじめ問題対策連絡協議会の開催（年1回）

・ 地区ごとの保護士・民生児童委員との連絡会・訪問

・ 四者（児童委員・児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等）協議会の開催

・ 学校運営協議会の開催

・ P T A・育成会等との連携

（4）いじめの早期発見～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、教職員は子供たちが発する小さなサインを見逃すことのないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解に努めます。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確にかかわりをもっていきます。このために、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談等を通して、子供の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。周囲の子供がいじめについて知りながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通します。また、周囲の子供の発信を促すための子供による主体的な取組を支援するとともに、子供がいじめを訴えやすい体制を整えていきます。また、子供自身が、子供同士で助けを求め合える環境を整えていきます。

① 定期的な「生活意識調査」、「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

- ・ 年3回のふれあい月間の取組でいじめ等の実態把握。
- ・ 年1回、子供アンケートによる「いじめの実態把握」
- ② スクールカウンセラーによる全員面接
(小学校5年生、中学校1年生については毎年実施)
- ③ 定期的な個人面談の実施
- ④ 全教員による継続的な児童・生徒の見守り
- ⑤ 「いじめ発見チェックリスト」の活用による確実な発見
 - ・ 月1回全教員に「いじめ発見のチェックリスト」を活用した子供の状況観察
- ⑥ 関連機関との連携による学校非公式サイトでの監視
- ⑦ 保護者・地域との連携（いじめ防止7つのアクション）
 - ・ いじめに対する学校の取り組む姿勢等、学校便りや保護者会で周知
 - ・ 学校のいじめ防止基本方針のホームページで公表
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの保護者会等で紹介
 - ・ 保護者が相談しやすい環境を整備
- ⑧ 児童館（学童クラブ・ひのっち含む）との連携
 - ・ 生活指導主任研修会での情報交換（年1回開催）

（5）早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

「いじめではないか」と思ったら、速やかに対応を始めます。学校等はいじめを把握した場合には、速やかに解決に向けて、適切ないじめの解決のための対応方針を「学校いじめ対策委員会」を核として、その子供への支援、加害者である子供への指導、周囲の子供へのケア等、役割分担と責任を明確にし、学校全体で対応方針を共有して取り組んでいきます。

被害者である子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害者である子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害者である子供を組織的に守り通す取組を徹底していきます。

（ア） 被害者である子供・加害者である子供・周囲の子供への取組

- ・ 被害者である子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用した支援
- ・ 加害者である子供に対する指導と背景の理解、組織的・継続的な観察等
- ・ いじめを伝えた子供の安全の確保
- ・ いじめ防止カードの活用

（イ） 教育委員会・関係諸機関との連携

- ・ 教育委員会への報告と教育委員会による支援
- ・ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携・協力

（ウ） 保護者・地域との連携

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有していきます。また、PTA・保護者や地域による見守りなどを通して、多くの大人に見守られていると実感できるよう、保護者や地域との

連携・協力の充実を図っていきます。

(6) 「ネット上のいじめ」への未然防止・早期発見・対応

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であるケースがあります。また、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状況に至ってしまうこと等が特徴です。「ネット上のいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

「ネット上のいじめ」等への未然防止、早期発見・対応について様々な取組の中で、子供自身が「ネット社会」の有効性や危険性について主体的に考え、行動できるようにします。そして、ネットに心が縛られることがないように、豊かな人間性、よりよい人間関係を築くためのコミュニケーション力を高めていきます。

(ア) ネット上のいじめの特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻なものとなります。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することは難しい。
また、子供の利用している掲示板など SNS を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(イ) 未然防止と早期発見の取組

① 校内指導体制の徹底

- ・ ネットトラブルに関する研修会による教職員の共通理解
- ・ 「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制の構築

② 教育相談の充実

③ 発達段階に応じた指導の充実

- ・ 東京都作成リーフレット等や啓発DVD等を活用した「情報モラル教育」の計画・実施
- ・ 「ネットトラブル」等に関する授業の実施

④ 学級活動及び児童・生徒会活動等による主体的な取組

- ・ インターネットや携帯電話（スマートフォンを含む）等の利用に関する授業や話し合い活動
- ・ 児童会・生徒会サミット

⑤ 教育委員会、PTA等と連携した啓発活動

- ・ 生活指導主任研修会での「ネットトラブルへの対応」等研修会の実施
- ・ 東京都作成リーフレットの配布

- ・ PTA、地域対象の講演会の実施：家庭教育学級、ファミリー e メール講座
- ・ インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールを作るように啓発する
- ・ 日野市版「ひのっ子」啓発パンフレットの作成・配布

3. 重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り抜く～

(1) 被害者である子供の安全確保

被害者である子供等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供を組織的に守り抜く取組を徹底します。

(2) 被害者である子供が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

被害者である子供が安心して学校生活を送ることができるよう、環境を整えるとともにスクールカウンセラー等による心のケアを実施します。

(3) 周囲の子供へのケアや取組の支援

重大事態が発生した場合、スクールカウンセラー等による心のケアを実施するとともに、いじめについて知っていながら言えなかった子供の不安解消や児童会・生徒会等による問題解決に向けた取組を支援します。

(4) 加害者である子供への指導・ケア

いじめは、絶対に許されない行為であり、被害者である子供の心に長く深い傷を残すものであることを徹底して指導します。

一方加害者である子供の行為が、自身が過去に受けたいじめや家庭環境に起因する場合もあるため、徹底した指導と合わせ併せて心のケアも実施します。

(5) 保護者・地域・関係機関や専門家等との連携した取組

迅速かつ的確に問題を解決するために、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に取り組みます。

(6) 重大事態発生について教育委員会や市長への報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

(7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に係る事実関係を明確にするため、適切な専門家等を含む重大事態調査委員会を設置し、調査を速やかに実施します。調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

また、調査によって明らかになった事実関係について、被害者である子供やその保護者に対して、適時・適切な方法での説明をします。

(8) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。

市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとします。（第2 1.（1）③の再掲）

附則

この方針は、平成26年9月25日から施行する。

附則

この方針は、平成28年6月30日から施行する。